

改正

平成28年3月31日規則第24号
令和元年6月12日規則第30号
令和5年3月24日規則第16号

佐野市水と緑と万葉のまち景観規則

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）並びに佐野市水と緑と万葉のまち景観条例（平成23年佐野市条例第40号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(規則で定める軽微な変更)

第2条 条例第7条ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、法令の改正等に伴う用字又は用語の修正その他形式的な変更とする。

(届出対象行為に係る届出書)

第3条 省令第1条第1項に規定する届出書は、景観計画区域内行為届出書とする。

2 法第16条第2項の規定による届出は、景観計画区域内行為変更届出書に、同条第1項の規定による届出に添付した図書のうち当該変更に係る部分を表示した図書を添付して行うものとする。

(規則で定める図書)

第4条 条例第9条に規定する規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。

(1) 当該敷地内の植栽の位置、高さ及び種類を表示する図面で縮尺100分の1以上のもの

(2) 当該敷地内に設置する設備又は駐車場、駐輪場、電気室、機械室、ごみ置場その他の施設の位置を表示する図面で縮尺100分の1以上のもの

(届出の受理)

第5条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出を受理したときは、景観計画区域内行為（変更）届出受理通知書により届出者に通知する。

(公表)

第6条 条例第12条第1項の規定により公表する事項は、次のとおりとする。

(1) 勧告又は命令に従わなかった者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

(2) 勧告又は命令の対象となった行為、位置及び区域

(3) 勧告又は命令に従わなかった事実（身分証明書）

第7条 法第17条第8項及び第23条第3項（法第32条第1項において準用する場合を含む。）に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記様式第1号）とする。

(指定の通知)

第8条 法第21条第1項又は第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物等指定通知書により行うものとする。

(標識)

第9条 法第21条第2項に規定する標識は、景観重要建造物指定標識（別記様式第2号）とする。

2 法第30条第2項に規定する標識は、景観重要樹木指定標識（別記様式第3号）とする。

3 前2項の標識は、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

（現状変更の許可の申請等）

第10条 省令第9条第1項及び第14条第1項に規定する申請書は、景観重要建造物等現状変更許可申請書とする。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、法第22条第1項又は第31条第1項に規定する許可をするときは、景観重要建造物等現状変更許可書により申請者に通知する。

3 市長は、第1項の申請書の提出があった場合において、法第22条第1項又は第31条第1項に規定する許可をしないときは、景観重要建造物等現状変更不許可通知書により申請者に通知する。

（指定解除の通知）

第11条 法第27条第3項において準用する法第21条第1項又は法第35条第3項において準用する法第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物等指定解除通知書により行うものとする。

（所有者変更の届出）

第12条 法第43条の規定による届出は、景観重要建造物等所有者変更届出書により行うものとする。

（会長及び副会長）

第13条 佐野市景観審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を1人置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第14条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

5 審議会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

6 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

（書類の様式）

第15条 第7条及び第9条に定めるもののほか、この規則の規定により必要とする書類の様式は、市長が別に定める。

（委任）

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(審議会の会議の招集の特例)

- 2 この規則の施行の日以後又は委員の任期満了後最初に開かれる審議会の会議は、第14条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(佐野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等の支給に関する規則の一部改正)

- 3 佐野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等の支給に関する規則（平成17年佐野市規則第49号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成28年3月31日規則第24号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 処分その他の行為についての不服申立てであってこの規則の施行前にされた処分その他の行為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年6月12日規則第30号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和5年3月24日規則第16号）

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

別記様式第1号（第7条関係）

写 真	所 属 氏 名	第 号
		年 月 日交付
		身 分 証 明 書
上記の者は、景観法第17条第6項若しくは第23条第2項(同法第32条第1項において準用する場合を含む。)の規定による原状回復等又は同法第17条第7項の規定による立入検査若しくは立入調査を行う者であることを証明する。		
佐野市長		印

別記様式第2号（第9条関係）

景観重要建造物指定標識			
指定番号	第 号	指定年月日	年 月 日
名 称			
この標識は、景観法第21条第2項の規定により設置するものです。			

別記様式第3号（第9条関係）

景観重要樹木指定標識			
指定番号	第 号	指定年月日	年 月 日
名 称			
この標識は、景観法第30条第2項の規定により設置するものです。			